

# CAN DO

## “可能性への挑戦”



## 第38号

金田会計事務所通信

### 【 情熱の根源 】

社員教育のコンサルティングでよく使う二人の靴のセールスマンの話。未開の地に足を踏み入れ原住民の生活を見て、一人は「裸足で生活しているのに靴なんて売れるわけがない」と本社に報告。もう一人は「すばらしい。まだ誰も靴をはいていないからきっと売れる」と報告します。通常、後者の考え方を良しとするのですが、少し観点を考えてみましょう。

前者は今の商品は顧客のニーズに合っていないから別の商品にしなければならないというマーケティングの考え方であるともいえます。それはサムソンや日本の企業が得意とするところだといえます。一方、後者は新しい生活を提供するイノベーターであって、アップルやグーグルなどが代表的な企業です。こうなると優劣というよりも戦略の違いと見ることができます。だとすると自分がやりたいこと、得意とすることをどのように展開していくかという方法論ともいえます。

勝ちパターンに乗って調子よく戦っているときには何の疑問も起こらず、将来への希望と自信に満ち溢れています。それが逆回転に陥ると前向きであった考え方にブレーキがかかり、意欲さえなくしてしまいます。リーダーにとって、心の危機は業績以上に大変な問題になります。どんな時でも意欲満々、前を向いてあれこれ考え、失敗を恐れず片っ端から手をつけるぐらいの気構えがあったほうがいいでしょう。

私は自分がやりたいと思う以上に有形無形のもの背中を押しているのを感じることがあります。それは「使命感」というものかもしれませんが、どんな状況に置かれたとしても自分が一人であるわけではなく意味がある存在であるのだと考えるのが自然で、その力が今の情熱の根源になっているようです。情熱こそ最高で最後の財産と言えそうです。一人目のセールスマンの本社への報告が次のようであったらどうでしょうか？「靴なんか売れるわけがない。でも〇〇なら絶対売れますよ。」

金田 康良

2015年 2月



# 平成27年度税制改正の要点

平成 27 年度税制改正について紹介します。年末の短期間で仕上げたものですが、法人税の減税をはじめとしては重要な内容が含まれています。



## 【法人税率の引き下げ】(減税)

**平成 27 年 4 月 1 日以後**開始事業年度から法人税実効税率を現行 **34.62%**から平成 27 年度は **32.11%**、平成 28 年度は **31.33%**と 20%台に段階的に引き下げるため、国税及び事業税の税率を引き下げる。

		現行	平成 27 年	平成 28 年
国の法人税率		25.5%	<b>23.9%</b>	<b>23.9%</b>
法人事業税 (所得割)	年 400 万円以下の所得部分	3.8%	<b>3.1%</b>	<b>2.5%</b>
	年 400 万円超 800 万円以下の所得部分	5.5%	<b>4.6%</b>	<b>3.7%</b>
	年 800 万円超の所得部分	7.2%	<b>6.0%</b>	<b>4.8%</b>

(注) 中小企業の年 800 万円以下の所得部分に係る**法人税の軽減税率 15%**は 2 年間延長(平成 29 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度まで)。

## 【欠損金の繰越控除制度の見直し】(増税)

青色申告法人の欠損金の繰越控除制度について以下のように**縮小**する。平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に生じた**欠損金から繰越期間**を 9 年から **10 年に延長**する(帳簿保存期間も 10 年に延長)。

	現行	27 年度～28 年度(注)	29 年度以降
控除限度額	所得金額の 80%	<b>所得金額の 65%</b>	<b>所得金額の 50%</b>
繰越期間	9 年	9 年	<b>10 年</b>

(注) 平成 27 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日までに開始する事業年度

★以下の法人については 100%控除

- ① 中小法人等(資本金 1 億円以下)
- ② 経営再建中の法人
- ③ 新設法人(設立の日から 7 年を経過するまでの期間)



## 【受取配当等の益金不算入制度の見直し】(増税・一部減税)

受取配当金の「損金不算入割合」及び「負債利子控除」の対象を見直すため、株式区分を従来の3区分から4区分に以下のように変更する。

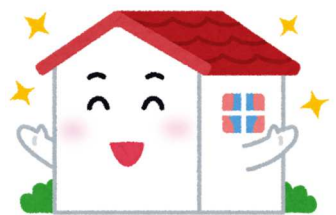
(注)平成27年4月1日以降に開始する事業年度から適用

現行				27年改正後			
区分	持株割合	不算入割合	負債利子控除	区分	持株割合	不算入割合	負債利子控除
完全子法人株式等	100%	100%	無	完全子法人株式等	100%	100%	無
関係法人株式等	25%以上	100%	あり	関係法人株式等	1/3超 ～ 100% 未満	100%	あり
上記以外の株式	25%未満	50%	あり	その他の株式	5%超 ～1/3 以下	50%	無
				非支配目的株式	5%以下	20%	無

★事実上の不算入額の縮小ですが、借入金利息が多く、配当の損金不参入ができなかった法人は制度が適用できるようになります

## 【住宅取得等資金の贈与税の非課税措置の拡充・延長】(減税)

父母や祖父母などの直系尊属からの贈与で居住用家屋の新築・取得等の資金(住宅取得等資金)を取得した場合の贈与税の非課税措置が延長され、消費税率が10%に引き上げられる際の取得については非課税額を拡充する。



	消費税10%で取得	消費税8%で取得
平成27年		1,000万円
平成28年1月～9月		700万円
平成28年10月～29年9月	2,500万円	700万円
平成29年10月～30年9月	1,000万円	500万円
平成30年10月～31年6月	700万円	300万円

(注)耐震・エコ・バリアフリー住宅に該当する場合は+500万円です

## 【結婚・子育て資金の一括贈与の非課税制度創設】(減税)

個人(20歳以上50歳未満)の結婚・子育て資金の支払のためにその直系尊属が金融機関に信託等をした場合には受贈者1人につき1,000万円(結婚資金は300万円)までは平成27年4月1日から平成31年3月31日までに拠出されるものに限り、贈与税を課さない。

また、既存の教育資金の贈与税の非課税措置についても、使途を通学定期券代、海外留学渡航費用等に加え、適用期限を平成31年3月31日まで延長する。

★これらの制度はもともと高額でなければ父母又は祖父母からの贈与について問題視されなかったもので信託銀行との契約及び資金使途、手続きの煩雑さを考えればあまり意味のない制度のような気がします。



## 【国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し】(増税)

海外の事業者からネット経由で役務の提供(電子書籍、音楽、広告配信等)を受ける場合について従来は消費税が課税されなかったが、平成27年10月1日以降、内外判定の見直しにより「役務の提供を受ける者の住所地」が国内にあれば消費税を課する(リバースチャージ方式)に変更される。消費税の納税義務をサービスの提供者からサービスの受け手に転換することにより、グーグルなどの海外業者より国内業者が不利になる現状をなくす。

## 【その他の関連税制】

★法人事業税の標準税率見直しで外形標準課税を拡大(平成27年4月1日以降開始事業年度から)

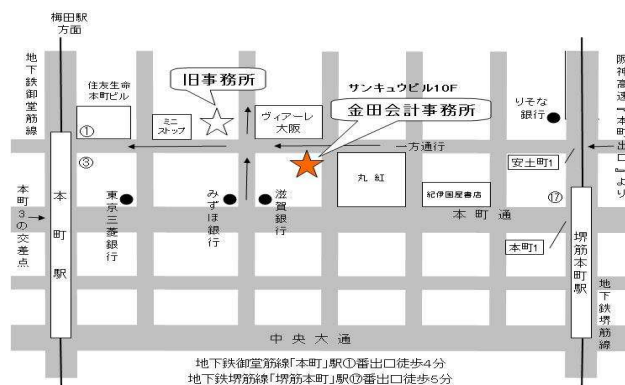
★平成28年度からNISAの取得対価を120万円に拡充(子供版NISAも創設)

★一定の外国子会社からの配当の益金不算入制度の見直し等々



税制改正についてはポイントを掲載することにとどめていますが不明な点がありましたらお気軽にご相談ください。

気さくで、信頼できる頼もしい顧問税理士として税務・経営・経理の相談、指導等により企業活動へのサポートを行っています。お気軽にご相談下さい。



金田会計事務所 〒541-0052 大阪市中央区安土町3丁目2番14号 サンキュウビルディング10階

TEL (06)6264-3328 FAX (06)6264-3329

E-Mail : info@kaneda-kaikei.com URL : http://kaikei.asia/